

〔 注 意 事 項 〕

1. 事業年度：4月1日～3月31日
2. 共済加入日以前の事由は申請対象にはなりません。
3. 申請日現在において継続して加入している方のみ対象となります。
4. お見舞金は焼津商工会議所独自の制度であり支払い資金は運営費にて賄っています。
5. 病気入院・事故通院見舞金は1口に対し一律5,000円のお支払いとなります。
6. 継続加入途中で増口・減口等の口数変更があった場合、口数変更の効力発生日以後は、変更後の口数にて支払いとなりますが、効力発生日以前は、変更前の口数にて支払いとなります。
7. 同一の病気入院・事故通院・及びその後遺症に対しての病気入院・事故通院についてはどちらか1回の見舞金支払いとなります。
また、主契約・特約の給付金・一時金支払事由に該当する場合は、見舞金を同時請求することはできません。
8. 申請は、申請用紙に必要事項を記入し、入院・通院した日数を証明する領収書等の書類(コピー可)を添付してご提出ください。
9. 申請期限は、事由発生日を基準とし翌事業年度の3月31日までとします。

10. 申請限度は、下表の通りとなります。

発生日 給付内容	平成29年8月31日以前 ※事由発生日から3年間遡及可	平成29年9月1日以降
初期入院	1泊2日以上5日未満の継続入院 1人・年1回	給付対象外
事故通院	5日以上の実通院 1人・年2回	
病気入院	5日以上の継続入院 1人・年1回	

11. 申請内容に不備・虚偽等があった場合は支払いを停止いたします。また、支払い後にその事実が明らかになったときは給付金の返却をしていただく場合もあります。

【H29.9】

*お見舞金の振込は掛金引落口座とは別口座に指定します。

引落口座名義人

住 所

事業所名

氏 名

印